吹田市環境影響評価審査会全体会(令和2年度第4回)会議録

日時:令和3年3月29日(月)午前10時~午前11時50分

場所:吹田市役所 中層棟4階 全員協議会室

出席者

委員:山中会長、近藤副会長、井ノ口委員、桑野委員、武田委員、原委員、張野委員、 松井委員、松本委員、吉田委員

事務局:道澤次長、丸谷主幹、永井主査、林主任

総務交通室 水谷主査

連絡調整会議:都市計画室 畑中主幹、総務交通室 石本参事、公園みどり室 姫井主査 事業者: <佐井寺西土地区画整理事業>

> 吹田市土木部地域整備推進室 稲葉理事、福田室長、山尾参事、野上参事、 溝口主幹、柿本主幹、竹葉主査、七牟礼係員

中央復建コンサルタンツ株式会社 環境・防災系部門 松井技師長、藤森顧問、環境・防災系部門 環境グループ 重吉プロジェクトマネージャー、 塩谷サブリーダー、古谷サブリーダー、島野氏、與那城氏

傍聴者:0名

内容:1 開会

- 2 [報告事項] 大阪外環状線 (新大阪~都島) 鉄道建設事業に係る事後調査結果 について
- 3 [審議事項]佐井寺西土地区画整理事業に係る審査会委員等の意見について
- (1) 動物・植物、生熊系、緑化以外について
- (2) 動物・植物、生態系、緑化について

事務局(楠本参事)

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただ今から、吹田市環境影響評価審査会の開催をお願いしたいと存じます。なお、本日の審査会につきましては、リモートを活用して委員に御出席いただいております。

それでは審査会に入ります前に、本日の審査会委員の御出席状況でございますが、15名 中10名の委員の方の御出席をいただいております。従いまして、審査会開催の成立要件を 満たしていることを御報告いたします。

それでは、ここからの進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

会長

環境影響評価審査会を開催いたします。

本日の傍聴につきまして、事務局から御説明があると聞いておりますので、よろしくお 願いいたします。

事務局 (林主任)

参考資料1という資料をもとに御説明させていただきます。

審査会の傍聴についてでございますけれども、1 本審査会は、環境まちづくり影響評価条例に基づき設置された付属機関であり、吹田市環境影響評価審査会の会議の傍聴に関する事務取扱要領に基づき、審査会の傍聴可否を決定しています。2 審査会の傍聴については、抜粋がございます要領の2に、原則として会議の傍聴を認めるものとする。ただし審査会の会長は、審査会の意見を聴いて、会議の傍聴を認めないものとすることができると定められています。その要件として、(1)会議において、吹田市情報公開条例第7条第1項各号に掲げる公開しないことができる情報を審議する場合、(2)会議の傍聴を認めることにより、公正・円滑な議事が著しく阻害され、会議の目的を達成できないと認められる場合とあります。

本日の審査会は、事業者が作成した資料をもとに事業者の見解について御審議いただきますが、議事の3(2)佐井寺西土地区画整理事業の動植物、生態系、緑化についてでございますけれども、こちらの内容について事業計画地で確認された動植物の重要種の位置に関する情報を含みます。この情報は、吹田市情報公開条例第7条第3号の「市の機関(附属機関を含む)における審議に関する情報であって、公開することにより、特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの」に該当し、ひいては要領2(1)に該当すると考えられるため、要領2に基づき、審査会の了承を得たうえで、議事3(2)の傍聴を認めないこととすべきと考えております。

会長

ただいま事務局から御説明いただきました通り、本日の審査会につきまして議事3(2)の傍聴については認めないということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員同意)

それでは議事3(2)につきましては、傍聴者に退出していただいて非公開、ということにいたします。

本日の傍聴希望につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

事務局(林主任)

本日の傍聴希望はございませんでした。

<大阪外環状線(新大阪~都島)鉄道建設事業>

会長

次第2の報告事項でございます。大阪外環状線(新大阪~都島)鉄道建設事業の事後調 査結果について、事務局より説明をお願いします。

事務局(林主任)

配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

(配付資料の確認)

大阪外環状線鉄道建設事業の概要と経過を御説明します。

本事業は新大阪駅から都島駅間の大阪東線の新設を行う事業であり、大阪府の環境影響評価条例の対象事業です。平成12年に方法書が提出され、手続が開始されました。事業計画地の一部が吹田市域に含まれることから、本審査会においても方法書や準備書の内容について、御議論いただきました。平成31年3月に工事が完了し、供用が開始されたことから、同年11月に事後調査報告書が大阪府へ提出され、本審査会でも御報告させていただきました。

その中で、供用後の騒音について評価の指標を満足していない地点があったため、環境 保全措置を実施したうえで再調査を行うとしていた件について、今回事業者が調査の結果 を取りまとめ、大阪府へ報告しました。その報告書が、府から本市へ送付されましたので、 その内容を御報告いたします。

(資料1に基づいて報告 1~4の前半までは資料参照)

なお、事業者は、前回報告書で用いた事前調査の実測値※1が調査地点の周辺環境の状況から適切な値ではなかったと判断し、今回報告書ではより適切だと考えられる実測値※2を採用しています。以上より、事業者は、今回報告書の事後調査結果について、評価の指標を満足していることから、周辺地域に著しい影響を及ぼしていないと評価しています。

会長

事務局から資料1について説明をいただきましたけれども、いかがでしょうか。よく読まないと難しいので、よく読んでいただいて。何か御質問ありましたらお願いいたします。

A委員

前回用いた実測値が、調査地点の周辺環境の状況から適切な値でなかったというのは、 何が適切ではなかったのでしょうか?

事務局 (林主任)

前回の報告書で用いた事前調査の実測値は、工事がすでに始まった後に事前調査の実測をしていまして、実際には工事のフェンスがあったんですが、それを120°取り外して実測するという形で測定しておりました。ただその時、工事がもうすでに始まっていたので工事事務所がありまして、その事務所建屋の影響で騒音のレベルが低減効果を得ていたので、実際の調査結果が、前回報告書の値だとちょっと低いということで、今回の報告書ではさらに前に取っておりました事前調査の実測値を用いたということで、事業者と大阪府の方から説明を聞いております。

会長

ちょっと低めの値を使ってしまっていたということですね。よろしいでしょうか。

< 佐井寺西土地区画整理事業>

会長

次第3に移りますので、事業者に入室してもらうようお願いします。

(事業者入室)

それでは次第3の審議事項、佐井寺西土地区画整理事業の審査会委員等の意見(1)動植物、生態系、緑化以外について、事務局より御説明をお願いいたします。

事務局 (林主任)

本事業の経過と本日の審議内容を御説明します。参考資料2を御覧ください。本事業の 経過ですけれども、現在、佐井寺西土地区画整理事業は、評価書案の手続中でございます。

評価書案のところに書いてありますとおり、令和2年9月18日に評価書案が提出され、市の方へ受付されました。そして令和2年11月30日、前回の審査会で諮問をさせていただきました。本日令和3年3月29日環境影響評価審査会、評価書案の審議において第2回目となっております。本日は、前回の審査会当日もしくは会議後に委員の皆様方から頂戴しました御意見に対する事業者の見解につきまして、事業者から説明をしていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

また、会議の冒頭に説明させていただきましたとおり、本案件の動物・植物、生態系、 緑化についての審議は傍聴を認めないとさせていただきますので、まずは、動物・植物、 生態系、緑化以外の項目について、御審議いただきたく存じます。

会長

ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御意見はご ざいますか。特にございませんでしたら、事業者より説明をお願いいたします。

吹田市土木部地域整備推進室

それでは資料2に基づきまして、動植物、生態系、緑化以外の事業者見解について御説 明させていただきます。1-1では、「環境取組で緑被率を増加させることは難しいのでは」 との御質問をいただきました。今後、事業者が目指すまちづくりの計画を地権者に示した うえで、大規模開発事業者に緑地協定の啓発等を行い、締結への誘導を図っていきたいと 考えております。1-2では、「脱炭素化や自然資本を重視して、将来ビジョンのアップデー トを行うこと」との御意見をいただきました。今回の都市基盤整備に当たっての環境取組 といたしまして、省エネルギー型の照明機器の設置、保水性舗装の採用、里山環境の復元、 グリーンインフラの整備を行い、脱炭素化や自然環境を重視したまちづくりを目指します。 また、今後の詳細設計におきまして、社会状況の変化や技術革新の状況に応じて、整備す る施設や導入する機器を適宜見直してまいります。なお、グリーンインフラの整備を行う 箇所につきましては、次回の審査会でお示ししたいと考えております。1-3では、「循環型 社会、ゼロエミッション社会を目指した施策を実施すること」との御意見をいただきまし た。今回の事業で発生する残土につきましては、他の公共事業への流用、灰溶融スラグの 路盤材への使用など、吹田市第3次環境基本計画の基本方針に則して、事業を実施いたし ます。また、路線バスの誘致、ヒートアイランド対策として保水性舗装を積極的に採用し てまいります。1-4では、「健全な土地利用」に関して御意見をいただきました。今回の都 市計画道路の整備は、本市の重要課題であり、利便性の向上はもとより、事業計画地内の 区画道路からの通過交通を排除するとともに、救急・消防活動等の対応等、防災等にも寄

与するものでございます。事業計画地の自然を残せるよう検討いたしましたけれども、高 低差の解消等のため、残すことが困難でございますので、里山環境を復元するなど、自然 環境にも配慮して事業を進めてまいります。1-5では、「私有地の将来的な土地利用」に関 して御意見をいただきました。1-1の事業者見解どおり、今後、大規模開発事業者に緑地協 定の啓発等を行い、締結への誘導を図ってまいります。1-6では、「高齢者や児童等の歩行 者の安全」に関して御意見をいただきました。住宅・店舗等の建築予定情報等に応じまし て、歩道の設置や路側帯の安全対策につきまして、道路管理者と協議してまいります。1-7では、「事業計画地全体の無電柱化」に関して御意見をいただきました。都市計画道路に つきましては、無電柱化を行います。区画道路につきましては、幅員が狭いため地中化に 必要な地上機器の設置ができないことなどから、無電柱化の実施はできないものでござい ます。1-8では、「交通安全の観点から具体的な環境取組を検討・実施すること」との御意 見をいただきました。カラー舗装、イメージハンプ等を実施するよう道路管理者と協議を 進めてまいります。1-9では、「公園整備に当たっての環境取組」に関して御意見をいただ きました。太陽光発電設備の設置、先進的な地球温暖化対策やヒートアイランド対策とな る環境取組を実施するため、公園管理者と協議を進めてまいります。1-10では、「防災機能 付きの公園の整備」に関して御意見をいただきました。かまどベンチ、ソーラー照明を整 備するために、今後公園管理者と協議を進めてまいります。1-11では、「上下水道の耐震型 管渠」に関して御意見をいただきました。上下水道を耐震構造とするよう耐震設計を行っ てまいります。1-12では、「災害時における徒歩帰宅者等の安全の確保と帰宅支援」に関し て御意見をいただきました。徒歩帰宅者等の安全の確保を行うため、避難地へのサイン等 の設置につきまして、道路管理者等と協議を進めてまいります。

続きまして、項目「2.環境取組」についてでございます。2-1では、「省エネルギー型の照明機器の導入」に関して御意見をいただきました。公園の照明機器は、全てLED照明を採用いたします。ソーラー式LED照明につきましては、電源の安定性等も考慮いたしまして、今後公園管理者と協議を進めてまいります。2-2では、「吹田市の灰溶融スラグの利用」に関して御意見をいただきました。灰溶融スラグを利用したインターロッキングブロック、管巻き材としての使用等を検討し、使ってまいります。2-3では、「舗装種別の面積や場所」の御質問をいただきました。都市計画道路の車道全てには騒音の低減効果がある排水性舗装、都市計画道路の歩道全てと公園の園路全てには保水性のある舗装を採用する計画としております。2-4では、「雨水利用設備の内容や場所」の御質問をいただきました。公園や植栽帯の樹木への自動潅水施設の積極的な設置に努めてまいります。2-5では、「雨水調整池の規模や場所」の御質問をいただきました。その位置・規模につきましては、お手元の資料、別紙2-1にお示ししております。別紙2-1に示すとおり、都市計画道路の地下部や公園の地下部に計5カ所設置いたしまして、規模といたしまして合計約8,200㎡の計画としております。

続きまして項目「3.環境要素」についてでございます。3-1では、「工事中の濁水」に関して御意見をいただきました。工事中は沈砂池を設け、公共下水道を経て公共用水域に排出する計画であるため、水質汚濁の予測・評価を追加実施いたします。その結果につきましては、次回審査会にて報告させていただきます。

続きまして「4.質問書に対する事業者見解」でございます。4-1では、「貴重種の指定」に関して御意見をいただきました。評価書では、「いずれの種も大阪府のレッドリスト等には記載されておらず、吹田市の天然記念物等にも指定されていません」との記載に改めさせていただきます。

続きまして「5.産業廃棄物、建設発生土」についてでございます。5-1では、「建設発生土の再利用」に関して御意見をいただきました。現在、茨木市の彩都東部地区土地区画整理事業を受け入れ先として協議を進めるとしておりまして、残土処分の計画及び実績につきましては、毎年の事後調査報告書に記載いたします。

続きまして「6.ヒートアイランド現象」についてでございます。6-1、6-2では、「さらなる環境取組の実施」に関して御意見をいただきました。ヒートアイランド対策として緑被率を28%以上確保することを目指し、1-1の事業者見解に記載したとおり、大規模開発事業者に緑地協定の啓発等を行い、締結への誘導を図っていくことを評価書に記載してまいります。6-3では、「農地等の緑地の維持」に関して御意見をいただきました。緑地を制度的に確保することは困難でございますけれども、今後、事業者が目指すまちづくりの計画を地権者に示したうえで、先に述べたように大規模開発事業者に緑地協定の啓発等を行い、締結への誘導を図ってまいります。

続きまして「7. 地形、地質」についてでございます。7-1では、「適切な盛土工の実施」に関して御意見をいただきました。工事着手前に土質調査を実施し、特に、盛土材に流用する場合は不等沈下等を起こさないようにするため、適切な土壌改良、締固め工等を実施し、安定した盛土を築造いたします。

続きまして「8.騒音」についてでございます。8-1では、「騒音予測に用いた交通量」 に関する御質問をいただいております。予測に用いた将来交通量は、平成22年度道路交通 センサスベースの平成42年将来OD表と最新の道路ネットワークに基づいて、利用者均衡 配分手法により算出した推計値でございます。推計結果は、別紙2-2の図1のとおりでござ います。都市計画道路の交差点での方向別交通量は、次頁の図2に示すとおりとなってお ります。右左折交通量が0となっている方向がありますが、実態に合わせて評価書案にお きましては、交差点需要率が過小な値とならないよう、交差点での方向別交通量を別途設 定しております。8-2では、「騒音予測と交通混雑の予測で用いた交通条件が異なること」 に関して御意見をいただいております。本事業は、都市基盤施設の整備を行うものでござ いますので、現時点では将来の土地利用面積が不明なため、住宅、商業施設等からの自動 車発生集中交通量も不明でございます。そのため、騒音の予測・評価では、不確実性が大 きい自動車発生集中交通量を考慮しておりません。一方、交通混雑については、不確実性 が大きいものの、自動車発生集中交通量が交通混雑に及ぼす影響が小さくないと推測され たため、予測に用いております。自動車発生集中交通量の算出手順につきましては、別紙 2-3に示すとおりでございます。3頁の図1に流動状況を示しております。図中の赤字で示 すとおり、自動車発生集中交通量は796台/日であり、最も多くなる断面では 佐井寺片山高 浜線で366台/日、豊中岸部線で251台/日増加します。この増分は等価騒音レベルに換算す ると0.1dB程度で、騒音に及ぼす影響は非常に小さいと考えられます。

続きまして8-3では、「将来の騒音が大きく増加すること」に関して御質問をいただいて おります。意見交換会等では特に説明をしておりませんけれども、別の機会に地権者様か ら質問されることがある場合、その時には騒音が大きくなることと利便性が向上すること を丁寧に説明しているところでございます。

続きまして「12.人と自然とのふれあいの場」についてでございます。12-1におきまして、「樹種選定」に関する御意見をいただいております。地滑り倒木・枝折れ等を防止できるよう法面保護、樹種選定を行ってまいります。

「13. 景観」についてでございます。13-1では、「景観に関する協議」に関して御意見をいただいております。本市の景観アドバイザー会議で既にアドバイスをいただきながら検討を進めているところでございまして、法面につきましても継続して協議を進めてまいります。

「14. 文化遺産」についてでございます。14-1の「埋蔵文化財の取り扱いに関する協議」に関しては、御意見どおり、今後も引き続き協議を進めてまいります。

「15. 交通混雑、交通安全」についてでございます。15-1では、「都市計画道路の将来交通量と計画人口」に関して御質問をいただいております。都市計画道路の将来交通量には、自動車発生集中交通量を含んでおりません。計画人口は評価書案p. 3-3に記載しているとおり、約2,300人としております。15-2では、「交差点別の交通量」に関して御質問をいただいております。算定手順は評価書案と資料編に記載しておりまして、先ほど説明に用いた別紙2-3に記載のとおりでございます。騒音・振動の予測におきましては、自動車発生集中交通量を加味しておりませんが、その理由につきましては、8-2で説明いたしました事業者見解に記載のとおりでございます。15-3で御指摘のあった表中の数字につきましては、御指摘のとおり誤記がございました。自動車発生集中交通量の欄に誤って発生交通量の値を記載していますので、評価書におきましては、倍数の3,832台/日に訂正いたします。予測につきましては、正しい数値を使って計算をしております。

15-4では、「交差点需要率の予測時の歩行者・自転車の影響」について御意見をいただきました。詳細な計算結果を別紙2-4に記載いたしました。計算に用いた補正値について、1頁目の①~④に記載のとおり、評価書案から見直しを行っております。詳細な計算結果は3頁以降に記載しておりますが、2頁目の表1に示すとおり、自転車の通行が増加する供用後におきましても、左折・右折車両を含め交通流を円滑に処理できる結果となっております。見直しを行った結果を評価書に記載いたします。

15-5では、「自動車発生集中交通量が小さいのではないか」との御意見をいただいております。自動車発生集中交通量の算定手順は、先ほど御説明した別紙2-3のとおりでございます。計画人口から算定した住宅数958戸から自動車発生集中交通量を算出しておりますが、この値は安全側の数値となっております。別紙2-5をご覧ください。表 1 に示しますように、将来の住居数958戸には、現況から供用後も残置する住居281戸が含まれているため、予測に用いた自動車発生集中交通量は30%程度過大な値になっていると考えております。「事業所を訪問する配達等の交通の影響」についても御意見をいただいています。業務関連交通は $9\sim17$ 時が主な走行時間帯と考えられるため、交差点需要率の予測対象としたピーク時間帯である $8\sim9$ 時、 $17\sim18$ 時での交通処理に及ぼす影響は小さいものと考えております。以上のことから、評価書案で用いた交通条件は、過小な値になっていないと考えております。

次に、事業計画地のまちづくりの基本方針として、豊中岸部線の沿道は、主に商業系の土地利用を図ることとしているため、参考として商業施設の発生集中交通量も考慮した場合の検討を行いましたので、御説明いたします。沿道1列目の商業施設の面積を約1.0haとして、発生集中交通量を算定いたしました。算定手順は、資料2の12頁の後半部分から13頁に記載しております。発生集中交通量は、2,610台/日となります。時間集中率を7%とすると、8~9時の時間交通量は180台/時となります。別紙2-6の図1をご覧ください。〇印が180台を各区画に配分したもので、青字の数字が方向別交通量でございます。発生交通量70台/時が豊中岸部線と佐井寺片山高浜線との交差点の東側流入部の右折専用車線を通行するとした場合でも、合計225台/時程度で、右折専用現示13秒を設けた場合の右折専用車線の交通容量432台/時を大きく下回ることから、交差点の交通処理に及ぼす影響は小さいものと考えます。図2は17~18時の結果ですが、同じく交差点の交通処理に及ぼす影響は小さいものと考えます。

続きまして「17. 要約書」についてでございます。17-1では、要約書で記述しました「天然記念物の指定」に関して御意見をいただいております。事業者見解におきまして、記載理由を説明しておりますが、4-1の御意見と関連する事項でございまして、4-1の事業者見解に記載いたしましたとおり、評価書で表現を改めさせていただきます。

続きまして「19. 審査会資料」についてでございます。19-1では、先の審査会でお示しした「評価書案に対する住民の方からの意見に対する事業者見解」に関して御意見をいただきました。工事によって利用できなくなる駐輪場に関するものでございますが、「代替地を確保する」との記述に改めさせていただきます。以上で動植物、生態系、緑化以外の事業者見解につきましての説明とさせていただきます。

会長

ただいまの事業者からの御説明につきまして、何か御意見・御質問はございますでしょ うか。

B委員

自転車の専用道路を作られるようなことが別のところで記述されてたと思いますけれども、歩道と自転車の道と車道と、はっきりとした形で区別できるようにしていただけるのでしょうか。

吹田市土木部地域整備推進室

都市計画道路につきましては、今後の協議もございますけれども、基本的には自転車の 通行区分がきっちり明示できるように整備してまいりたいと考えております。

B委員

最近地震だとか集中豪雨だとかで避難することが日本中、いろいろなところで出てきております。大阪学院大学の敷地が全部使えなくなるということで、そして、かつ人口も増えているということなんですけれども、今後この工事が終わりました後、住民が安全に避難できるような場所は十分確保できているのでしょうか。

吹田市土木部地域整備推進室

本区画整理事業におきまして、避難地を設けるということはしておりませんけれども、 今回の事業区域外には各小学校等、避難地がございます。そちらの避難地への良好なアク セスを都市計画道路で確保させていただくということが今回の事業の目的となっており ます。

B委員

大阪学院大学のところがなくなってマイナスにはなるけれども、プラスというところは 考えていらっしゃらないというわけですね、今回の計画の中では。

吹田市土木部地域整備推進室

今回の計画の中で、そういった避難用の広場等を作る計画にはなっていないということ でございます。

C委員

意見の15-4に関連してですが、南千里駅前の交差点について、円滑な交通処理が出来るか心配しています。自転車交通量が200台程度から600台程度に増加します。それでも交通量が適切に捌けるという計算結果になっていますが、本当に大丈夫でしょうか。

中央復建コンサルタンツ

南千里の駅前交差点ですね、北側からの左折交通は確かに多いし、そこを横断する自転車の通行量も多くなります。ただ、1 サイクル当たり大体130秒のサイクルですので、1 サイクル当たり26ないし32人ぐらい自転車と歩行者を合わせまして通ります。そういうことですので、左折の車が横断歩行者あるいは自転車が横断する時には当然通行できませんけれども、その辺の間隙をぬっていく台数も含めて交通工学の方でもいろいろ検討されている低減率を0.6という非常に大きい値を設定していますので、大丈夫だと確信しております。

C委員

0.6というのは、歩行者信号が青の時間でも結構通り抜けるということなのでしょうか。

中央復建コンサルタンツ

当然、歩行者の時は車は待ちますけれども、その後は歩行者信号が先に切れて、自動車だけの交通信号が出てきますので、それが通常の信号だと5秒ぐらいなのですけれども、南千里駅前交差点はですね、歩行者信号が終わってから次の車の青信号が赤に変わるまで10秒以上あります。大丈夫だと確信しております。

C委員

わかりました。

A委員

事業計画の1-2とかですね。それから1-4で、里山環境を復元するので、自然に配慮したまちづくりとかですね、グリーンインフラを整備とか書いてあるんですけれども、里山環境って、計画では面積はわずかなので、ほとんど寄与しないんじゃないかと思うのですが、その辺はどうお考えでしょうか。

吹田市土木部地域整備推進室

私どもの事業といたしましては、予定地が2,000~3,000㎡程度の規模の公園及び緑地を 想定しており、本格的な里山の復元としましては仰るように面積的に小さいところでござ います。この事業の限られた公園緑地の面積のなかで工夫しながら継承できるよう努力し ていきたいと考えております。

A委員

ここでこういうふうに書くからには、かなりこれに期待がかかると思うのですけど、書き方としてこんな書き方でいいのかと。要するに、ちょっと造っただけで、こういう効果があるということを言っていいのかどうかですね。里山環境を復元していただくのは非常に良いと思うのですけれども、その中でこれが自然環境に寄与していくとか、グリーンインフラに寄与しているとか、そういう書きっぷりでいいのでしょうか。

吹田市土木部地域整備推進室

先ほども申し上げたとおり、この区画整理事業の中で公園・緑地等を確保するわけでございます。これは公共用地として、区画整理事業として捻出させていただいて、そこへそういう緑を確保していこうという計画でございます。私どもとしましては、限られた中で確保をしてまいりたいところでございますので、その辺は御理解願いたいと思っております。

そのような里山環境の復元という文言を上げた以上、そのような里山の環境を実現に向けて継続してやる対処する必要があると考えています。今後の課題でございますが、復元後の維持管理等におきましては、幸い本市においては環境団体さんがおられるというように認識しておりまして、今後そのような環境団体さんに相談をしながら本市及び維持管理の部署とも連携を図りながら、そういう体制を作ってまいりたい、そのように思っております。

A委員

この開発する面積に対して緑地がものすごく少ないので、工事にしてもそうですけど、 地権者の裁量によって変わってしまうっていうのは、やっぱりものすごい都合悪いのじゃ ないでしょうか、市としてはね。全体的な計画の中でどういうふうに位置づけるかってい うのをやっておかないと、どんどんどんどん、ここだけじゃなくて他のとこの農地も多分 なくなってしまう可能性が高いので、その辺を市としてちゃんと考えていただきたいなと 思います。

会長

事業者さんは、それでよろしいですか。おそらく、この見解の部分の書き方を御意見いただいてますように、十分検討いただいて。ここの下から3行目になるのでしょうかね、里山環境を復元すること等を計画しており、こういうふうに書かれるということは、それも内容として正しくどの程度かということも当然書かないといけないわけでありますので、それが限界ということも当然あって、そこについても、お書きいただいたうえで、今後どのように配慮していくかということもお書きいただいたらどうかなと思います。これは個人的な見解ですけれども、そう思いますので、検討いただければと思います。

吹田市土木部地域整備推進室

今、貴重な御意見頂戴いたしましたので、文言を含めて少し修正をしていきたいと思います。

D委員

私も関連して緑地のところですけれども、他の項目に比べて目標があまり具体化されていないとういのは、今のA委員の御意見のとおりなのですけれども、私として気になったのは、「緑地協定を」というのが2ヵ所ぐらいあったのですけれども、「啓発を行い誘導を図る」とちょっとトーンが低いんですけども、これは事業完了後にシームレスで開発に伴い効力を発揮するようにしないと、個々の開発が始まる初期の段階でちゃんと達成されていないと意味がないのじゃないかなと思います。多分都市緑地法に基づく緑地協定のことを書かれていると思うのですけれども、それをちゃんとしっかりと事業完了までに話がついているというようなことが、この目標を達成するために必要なんじゃないかなと思いました。里山のところは、私からは民地側と公有地側ですべきことがそれぞれあるのかなと思いまして、その辺りが緑地協定の方で民地のところ、里山的環境で何が寄与できるのかであったり、道路を含めて街路樹、様々な検討をいただいていますけれども、トータルで目標はあるのですけど、それぞれ土地所有であったり、管理によってやることが違ってきますので、きめ細やかに対応するような仕組みを考えてほしいなと思いました。協定とかはあくまで手段なので、それで何を実現するのかというところをしっかりと書いていただければいいものになるかなと思いました。

会長

事業者さんの方から何か御発言はございますか。

吹田市土木部地域整備推進室

緑地協定につきまして、我々事業者としてやっていくところと、締結する部署ということもございまして、こういう書き方をさせていただいておるところでございますけれども、いただいた意見をしっかり受け止めさせていただきまして、事業者としてそういう方向に向かっていけるよう、今後進めてまいりたいと思います。

E委員

関連してです。多分グリーンインフラって今回の事業ですごく大事で、一番最初にも次世代型の自然共生街区をここに造るんだっていう大きいビジョンのもと、なんとか新しい開発を、単なる道路開発をしているのじゃないというのは、はっきりしたほうがいいという話をしたと思うのですけど、グリーンインフラって既存の開発か緑を取るかっていうところじゃなくて、どっちを取るかじゃなくて、緑をインストールするとそれが地域に小規模ながら多機能をもたらして、むしろそっちの方がいいんだって言う思想で展開される概念なので、グリーンインフラのところをもう少ししっかりやっていただけたらというので、今、1-2のコメントのところ見たのですけど、次回、グリーンインフラ計画案をお示しいただけるということで、すごく期待しています。その時に一つお願いがあって、吹田市さんって吹田市強靭化地域計画というのを作られてると思うのですよ。そこでのグリーンインフラの位置づけなんかも、できたら一緒に紹介していただけると、グリーンインフラの持っている意味がむしろ分かりやすくなるのかなって。これは、お願いです。

吹田市土木部地域整備推進室

次回、整理させていただきます。

F委員

今の1-2や1-3にも関係するのですけれども、一つは評価書案にも書いてあるのですけれども、ビジョンのあり方として脱炭素化っていうのが非常に大きな、この地域だけじゃなくてこれからの社会の大きな方向性だと思いますが、その中でこの評価書案の3-23~3-24の中にも再生可能エネルギーという言葉が出てきて、省エネだけじゃなくて創エネとか再生可能エネルギーの活用っていうのが謳われているわけです。この点について、もしかすると議論があったかもしれませんが、現状、その再生可能エネルギーといったものをどれぐらいどこに導入していくのかというような目標と言うか、方向性が少し見えにくいかなと思いまして、その点についてお考えとか決まっていることあればお伺いしたいなということと、そういうこともちょっと検討いただきたいなと思いまして、確認をさせていただきたいと思います。

吹田市土木部地域整備推進室

この計画地内における脱炭素化については、計画地の面積が約20haであり、脱炭素とすれば対象はもう少し広範囲の、市域全体といった問題だろうと、そのように思っております。定量的な予測はしていませんが、1-2の見解に挙げているとおり、事業の中で具体的に省エネ型の照明機器の設置、あるいは先ほどから出ておりますグリーンインフラ等々において、脱炭素につながる対応をしてまいりたいと考えています。

F委員

基本的な方向性は分かりますけれども、3-23~3-24の中の例えば、緑地公園等の整備の中に再生可能エネルギーの活用って言葉が書いてあるのですよね。再生可能エネルギーと言うと、文書を見る人が基本的には太陽光ですとか風力とか、そういったいわゆる再生可

能エネルギーに類するものを公園等に活用することが前提になるというふうに考えると思うのですね。LEDとかですね、省エネ機器、いわゆる省エネっていう方向性は非常にわかるのですけれども、再生可能エネルギーを活用するっていう表現がありましたので、そうすると何か先ほど言ったような、例えば太陽光発電などの話が想定されているのかなと思ってしまうんです。ですからその辺りを少し検討いただく、あるいは文言の表現も含めて検証をいただいた方がいいのかなと思いました。

吹田市土木部地域整備推進室

省エネに対しては、資料2の4頁環境取組の中の2-1、そこに具体的にソーラー式LED照明の導入を挙げてございます。これに関しては、どれくらいの機数を設置するとかまだ具体的にはなっておりませんが、この辺の導入を図ってまいりたい。それが一つ、再生可能エネルギーの活用ということが該当する箇所でございます。

F委員

ソーラー式LEDっていうのはその一つかもしれませんね。世の中の流れとして、そういう 再エネの導入っていうのは、これから大きく出てくると思いますし、こういう表現をされ ている訳ですので、積極的に検討いただいた方が良いかなと思いました。もちろん数値的 な目標というところまで、必ずしも具体化している必要は場合によってはないのかもしれ ないですけれども、その観点をですね、省エネだけではなくてどう丁寧に検討していくか、 これは地域全体の話なのでこのエリアだけではありませんけれども、しっかり考えていく といいのかなと思いましたので、御検討いただければと思います。

E委員

関連して一つだけ。吹田市はメガシティの一部なので、外からすごく脱炭素に対する期待が大きいと思うので、多分今の2030~2050年の流れで需要ターン側のエネルギー消費量を半減しつつ、残りの半分になったエネルギー需要を再生可能エネルギーで6割以上埋めていくというのが大きなトレンドであるじゃないですか。F委員が仰ったように、吹田市もそんなビジョンくらいは持っといて、いつでも語れるようにっていうのはあってもいいかもしれないですね。他の外部においても。というコメントでした。

G委員

この資料 205 頁目の2-5環境取組のところ、雨水調整池について 2 点ほど教えていただきたいことがあります。 1 点目につきましては、好いたすまいる条例に基づいて雨水調整池の場所を設定していると思うのですけれども、今、地球温暖化による異常気象でこれまでにないような雨が降ることがあります。それを加味して、容量を余裕を持って $8,200\,\mathrm{m}^3$ にしているのかをお聞きしたく思います。また、雨水調整池の場所につきましても、土地は高低差があるため、それを考慮して、この辺の $5\,\mathrm{n}$ 所を設定しているのかどうか教えていただきたく思います。 2 点目は、調整池にたまった水をどこかに抜かなければならないと思うのですけれども、これはどのような経路でどこに排水するのか。また排水する前に

何らかの排水処理というものを加えているのかどうか。この2点について教えていただき たいと思います。

吹田市土木部地域整備推進室

調整池の規模は好いたすまいる条例の基準に基づいて決定しています。この基準は、吹田市公共下水道の対応目標である10年確率降雨の1時間当たり50mm程度ではなく、安威川流域河川における100年確率降雨である5時間175mmの項に対応したもので、それに基づいて検討しておりますので、ゲリラ豪雨と言われる都市型集中豪雨に対しても効果を発揮できるよう余裕をもった計画となっております。

設置場所につきましても、地形等を考慮し最良の場所を選定するためにシミュレーション等を行いながら決定してまいります。

もう一つ御質問である、調整池にたまった水の水質につきましては、工事中に調整池に入った水は沈砂池で大きな土砂を沈降させて取り除き、上澄みの水を排水するような仕組みを考えており、pHテストなども実施することで公共用水域に対しての影響についても十分注意を図りながら排水いたします。

最終的にまちが完成した後での調整池は水質保全を目的とした位置付けではなく、雨天 時流出抑制施設として建設するものです。ただし、大きなごみ等についてはスクリーン等 で河川に流出しないよう配慮して公共用水域に放流してまいります。

G委員

2点目の回答について、もし排水が公共用水域に流れていくと、道路排水等は金属や酸化防止剤が含まれていることが多いですので、それが公共用水域に流出すると何らかの汚染をひき起こしてしまう可能性があると思います。さらにそれらの物質は沈砂池では除去できませんので、できるだけ公共用水域を含め外部に流さないように気をつけていただきたいと思います。

吹田市土木部地域整備推進室

道路に流れてくるごみとか、タイヤの削りかす等のノンポイント負荷といわれるものの 影響については、十分我々も考えておりますが、どうしても雨の時に流れてしまうという これまでと変わらない状況にはなってくると思うのですけれども、十分その辺もいただい た意見を考慮しながら、できる限りのことは考えていきたいと思いますので、よろしくお 願いします。

会長

よろしくお願いいたします。今日は傍聴の方もいらっしゃいませんので、遡って御質問いただくことも可能かと思いますので、とりあえず次の議題に移りたいと思います。傍聴者の方はいらっしゃいませんが、次第3の(2)につきましては、非公開ということにさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(次第3(2)に関する議事については非公開)

会長

それでは、今後の流れにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(林主任)

今後の流れですが、審査会終了後のできるだけ早い時期に事務局より追加の御意見等について照会させていただきますので、もし何かございましたら、その際に御提出ください。また、欠席委員にも同様に照会し、あわせて次回審査会の資料とする予定でございます。よろしくお願いいたします。

会長

それでは、後日、意見を集約いただけるとのことですので、今日資料を配られたところでなかなか全部目を通していただく時間は十分に取れなかったので、ぜひもう一度見ていただきまして、御意見をお出しいただければと思います。

それでは、本日の審査会を終了したいと思います。